



機関を後進にかけることにより停止しなければならない。

**(狭い水道等)**

**第九条** 狹い水道又は航路筋（以下「狭い水道等」という。）をこれに沿つて航行する船舶は、安全であり、かつ、実行に適する限り、狭い水道等の右側端に寄つて航行しなければならない。ただし、次条第二項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

**2 航行中の動力船**（漁ろうに従事している船舶を除く。次条第六項及び第十八条第一項において同じ。）は、狭い水道等において漁ろうに従事している船舶の進路を避けなければならぬ。ただし、この規定は、帆船が狭い水道等の内側でなければ安全に航行することができない動力船の通航を妨げることができるとするとするものではない。

**3 航行中の船舶**（漁ろうに従事している船舶を除く。次条第七項において同じ。）は、狭い水道等において漁ろうに従事している船舶の進路を避けなければならぬ。ただし、この規定は、漁ろうに従事している船舶が狭い水道等の内側を航行している他の船舶の通航を妨げることができるとするとするものではない。

**4 第十三条第二項又は第三項の規定による追越**し船は、狭い水道等において、追い越される船舶が自船を安全に通過させるための動作をとらなければこれを追い越すことができない場合は、汽笛信号を行うことにより追越しの意図を示さなければならない。この場合において、当該追い越される船舶は、その意図に同意したときは、汽笛信号を行うことによりそれを示し、かつ、当該追越し船を安全に通過させるための動作をとらなければならない。

**5 船舶**（狭い水道等の内側でなければ安全に航行することができない他の船舶の通航を妨げることとなる場合は、当該狭い水道等を横切つて適用する。）は、狭い水道等の内側でなければ安全に航行することができない他の動力船の通航を妨げてはならない。

**6 長さ二十メートル未満の動力船**は、狭い水道等の内側でなければ安全に航行することができない他の船舶の通航を妨げてはならない。

**7 第二項から前項までの規定は、第四条の規定にかかわらず互いに他の船舶の視野の内にある船舶について適用する。**

**8 船舶**は、障害物があるため他の船舶を見ることができない狭い水道等のわん曲部その他の水域に接近する場合は、十分に注意して航行しなければならない。

9 船舶は、狭い水道においては、やむを得ない場合を除き、びよう泊をしてはならない。

**(分離通航方式)**

**第十条** この条の規定は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約（以下「条約」という。）に添付されている千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則（以下「国際規則」という。）第一条（d）の規定により国際海事機関が採択した分離通航方式について適用する。

**2 船舶**は、分離通航帶を航行する場合は、この法律の他の規定に定めるもののか、次の各号に定めるところにより、航行しなければならない。

**一 通航路をこれについて定められた船舶の進行方向に航行すること。**

**二 分離線又は分離帯からできる限り離れて航行すること。**

**三 できる限り通航路の出入口から出入するこど。**ただし、通航路の側方から出入する場合は、その通航路について定められた船舶の進行方向に対しできる限り直角に近い角度で横断するときは、この限りでない。

**4 船舶**（動力船であつて長さ二十メートル未満のもの及び帆船を除く。）は、沿岸通航帶に隣接した分離通航帶の通航路を安全に通過することができる場合は、やむを得ない場合を除き、分離帯に入り、又は分離線を横切つてはならない。

**5 航行中の動力船**は、通航路において帆船の進路を避けなければならない。ただし、この規定は、帆船が通航路をこれに沿つて航行しているい。ただし、この規定は、漁ろうに従事してい

る船舶が通航路をこれに沿つて航行している他の船舶の通航を妨げることができるとするものではない。

これは、沿つて航行している他の動力船は、通航路を妨げてはならない。

長さ二十メートル未満の動力船は、通航路を確かめることができないときは、当該他の帆船の進路を避けなければならない。

これに沿つて航行している他の動力船の安全な通航を妨げてはならない。

前項第二号及び第三号の規定の適用について帆船の進路を避けなければならない。

これは、風上は、メインスル（横帆船にあつては、最大の縦帆）の張つている側の反対側とする。

（追越し船）

**10 船舶**は、分離通航帶の出入口付近においては、十分に注意して航行しなければならない。

**11 船舶**は、分離通航帶及びその出入口付近においては、やむを得ない場合を除き、びよう泊をしてはならない。

**12 分離通航帶を航行しない船舶**は、できる限り分離通航帶から離れて航行しなければならない。

**13 第二項、第三項、第五項及び第一項の規定は、操縦性能制限船であつて、分離通航帶において船舶の航行の安全を確保するための作業又は海底電線の敷設、保守若しくは引揚げのための作業を行つたために必要な限度において適用するためには、当該作業を行つたために必要な限度において適用する。**

**14 海上保安庁長官は、第一項に規定する分離通航方式の名称、その分離通航方式について定められた分離通航帶、通航路、分離線、分離帯及び沿岸通航帶の位置その他分離通航方式に関する必要な事項を告示しなければならない。**

**第十一节 互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航行法（適用船舶）**

**一 二隻の帆船が互いに接近し、衝突する場合の内にある船舶について適用する。**

**二 二隻の帆船の風を受けるが異なる場合**（二隻の帆船の風を受けるが異なる場合）

**三 二隻の帆船の風を受けるが、左げんに風を受ける帆船は、右げんに風を受けける帆船の進路を避けなければならない。**

**四 二隻の帆船の風を受けるが同じである場合**（二隻の帆船の風を受けるが同じである場合）

**五 二隻の帆船の風を受けるが異なる場合**（二隻の帆船の風を受けるが異なる場合）

**六 二隻の帆船の風を受けるが、左げんに風を受ける帆船は、右げんに風を受けなければならない。**

**七 二隻の帆船の風を受けるが同じである場合**（二隻の帆船の風を受けるが同じである場合）

**八 二隻の帆船の風を受けるが異なる場合**（二隻の帆船の風を受けるが異なる場合）

三 左げんに風を受ける帆船は、風上に他の帆船を見る場合において、当該他の帆船の風を受けるが左げんであるか右げんであるかを確かめることができないときは、当該他の帆船の進路を避けなければならない。

前項第二号及び第三号の規定の適用について帆船の進路を避けなければならない。

これは、風上は、メインスル（横帆船にあつては、最大の縦帆）の張つている側の反対側とする。

（追越し船）

**2 前項第二号及び第三号の規定の適用について帆船の正横後二十二度三十分を超える後方の位置（夜間にあつては、その船舶の第二十一条の船の進路を避けなければならない。**

これは、夜間にあつては、その船舶の第二十一条の船の進路を避けなければならない。

（夜会い船）

**3 船舶**は、自船が追越し船であるかどうかを確かめることができない場合は、追越し船であると判断しなければならない。

**4 第十四条** 二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合において衝突するおそれがあるときは、各動力船は、互いに他の動力船の左げん側を通過することができるようになり、それ針路を右に転じなければならない。ただし、第九条第三項、第十条第七項又は第十八条第一項若しくは第三項の規定の適用がある場合においては、この限りでない。

**5 動力船**は、他の動力船を船首方向又はほとんど船首方向に見る場合において、夜間にあつては、この限りでない。

**6 動力船**は、自船が前項に規定する状況におけるばねん灯を見ると、昼間にあつては、この限りでない。

**7 動力船**は、自船が第一項に規定する状況におけるばねん灯を見ると、昼間にあつては、この限りでない。

**8 動力船**は、自船が第一項に規定する状況におけるばねん灯を見ると、昼間にあつては、この限りでない。

**9 動力船**は、自船が第一項に規定する状況におけるばねん灯を見ると、昼間にあつては、この限りでない。

**10 動力船**は、自船が第一項に規定する状況におけるばねん灯を見ると、昼間にあつては、この限りでない。

**11 動力船**は、自船が第一項に規定する状況におけるばねん灯を見ると、昼間にあつては、この限りでない。

**12 動力船**は、自船が第一項に規定する状況におけるばねん灯を見ると、昼間にあつては、この限りでない。

**13 動力船**は、自船が第一項に規定する状況におけるばねん灯を見ると、昼間にあつては、この限りでない。

**14 動力船**は、自船が第一項に規定する状況におけるばねん灯を見ると、昼間にあつては、この限りでない。

**15 動力船**は、自船が第一項に規定する状況におけるばねん灯を見ると、昼間にあつては、この限りでない。



長さ十二メートル以上五十メートル未満の船舶（他の動力船に引かれている船舶その他の物件であつて、その相当部分が水没しているため視認が困難であるもの）	五海里	未満の船舶にあつては、三海里	未満の船舶にあつては、二海里	マートル
	二海里	二海里	二海里	二海里
長さ十二メートル未満の船舶（他の動力船に引かれている船舶であつたとき、その相当部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。）	五海里	未満の船舶にあつては、三海里	未満の船舶にあつては、二海里	マートル
	二海里	二海里	二海里	二海里

若しくは第二項、第二十七条第一項から第四項まで若しくは第六項又は第二十九条の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)は、次に定めるところにより、灯火を表示しなければならない。

一 前部にマスト灯一個を掲げ、かつ、そのマスト灯よりも後方の高い位置にマスト灯一個を掲げること。ただし、長さ五十メートル未満の動力船は、後方のマスト灯を掲げることを要しない。

二 ばん灯一対（長さ二十メートル未満の動力船にあつては、ばん灯一対又は両色灯一個。第四項及び第五項並びに次条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）を掲げること。

三 できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げること。

四 水面から浮揚した状態で航行中のエアクラッシャン船（船体の下方へ噴出する空気の圧力の反作用により水面から浮揚した状態で移動することができる動力船をいう。）は、前項の規定による灯火のほか、黄色のせん光灯一個を表示しなければならない。

五 特殊高速船（その有する速力が著しく高速であるものとして国土交通省令で定める動力船をいう。）は、第一項の規定による灯火のほか、紅色のせん光灯一個を表示しなければならない。

六 航行中の長さ十二メートル未満の動力船は、第一項又は前項の規定による灯火の表示に代えて、白色の全周灯一個を表示することができる。

七 航行中の長さ七メートル未満の動力船は、第一項の規定による灯火の表示に代えて、白色の全周灯一個及びばん灯一対を表示することができる。

ト 灯又は第四項若しくは第五項の規定による白

色の全周灯を船舶の中心線上に装置することができないときは、その両色灯の表示に代えて、これと同一の特性を有する灯火一個を船舶の中心線上の位置に表示することができる。この場合において、その灯火は、前項の規定によるマスト灯と同一の特性を有する灯火又は第四項若しくは第五項の規定による白色の全周灯が装置されている位置から船舶の中心線に平行に引いた直線上又はできる限りその直線の近くに掲げるものとする。

（航行中のえい航船等）

第二十四条 船舶その他の物件を引いている航行中の動力船（次項、第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項から第四項まで若しくは第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）は、次に定めるとおり、灯火又は形象物を表示しなければならない。

一 次のイ又はロに定めるマスト灯を掲げるこ<sup>ト</sup>。ただし、長さ五十メートル未満の動力船は、イに定める後方のマスト灯を掲げることを要しない。

イ 前部に垂直線上にマスト灯二個（引いて他の物件の後端までの距離（以下この条において「えい航物件の後端までの距離」という。）が二百メートルを超える場合には、マスト灯三個）及びこれらのマスト灯よりも後方の高い位置にマスト灯一個口）前部にマスト灯一個及びこのマスト灯よりも後方の高い位置に垂直線上にマスト灯二個（えい航物件の後端までの距離が二百メートルを超える場合には、マスト灯三個）及びげん灯一対を掲げること。

二 げん灯一対を掲げること。

三 できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げるこ<sup>ト</sup>。

一 次のイ又はロに定めるマスト灯を掲げること。ただし、長さ五十メートル未満の動力船は、イに定める後方のマスト灯を掲げることを要しない。

ロ 前部にマスト灯一個及びこのマスト灯よりも後方の高い位置に垂直線上にマスト灯二個（えい航物件の後端までの距離が二百メートルを超える場合は、最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げること。船舶その他の物件を押し、又は接げんして引いてる航行中の動力船（第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項、第二項若しくは第四項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）は、次に定めるとおり、灯火を表示しなければならない。

二 できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げるこ<sup>ト</sup>。

三 えい航物件の後端までの距離が二百メートルを超える場合は、最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げること。

四 前号の船尾灯の垂直線上の上方に引き船灯一個を掲げること。

五 えい航物件の後端までの距離が二百メートルを超える場合は、最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げること。

六 マスト灯を表示しようとする場合において、そのマスト灯を船舶の中心線上に装置することができないときは、マスト灯と同一の特性を有する灯火一個を船舶の中心線上の位置以外の位置に表示することをもつて足りる。

七 航行中の長さ十二メートル未満の動力船は、航行中の長さ十二メートル未満の動力船は、他の動力船に引かれている航行中の船

（航行中の動力船）

第二十三条 航行中の動力船（次条第一項、第二項、第四項若しくは第七項、第二十六条第一項、第二十七項、第二十八項若しくは第五項の規定による白

と。ただし、石油その他の貨物を充てんして水上輸送の用に供するゴム製の容器は、前端又はその付近に白色の全周灯を掲げることを要しない。引かれてる船舶その他の物件の最大の幅が二十五メートル以上である場合は、両側端又はその付近にそれぞれ白色の全周灯一個を掲げること。

三 引かれてる船舶その他の物件の長さが百メートルを超える場合は、前二号の規定による白色の全周灯の間に、百メートルを超えない間隔で白色の全周灯を掲げること。

四 後端又はその付近にひし形の形象物一個を掲げること。

五 えい航物件の後端までの距離が二百メートルを超える場合は、できる限り前方の最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げる。

六 前二項に規定する他の動力船に引かれてる船舶その他の物件は、やむを得ない事由により前二項の規定による灯火又は形象物を表示することができない場合は、照明その他その存在を示すために必要な措置を講ずることをもつて足りる。

7 次の各号に掲げる船舶（第二十六条第一項若しくは第二十七条第二項から第四項までの規定の適用があるものを除く。）は、それぞれ当該各号に定めるところにより、灯火を表示しなければならない。この場合において、二隻以上の船舶が一団となつて、押され、又は接げんして引かれているときは、これらの船舶は、一隻の船舶とみなす。

一 他の動力船に押されている航行中の船舶前端にげん灯一対（長さ二十メートル未満の船舶においては、げん灯一対又は両色灯一個。次号において同じ。）を掲げること。

二 他の動力船に接げんして引かれてる航行中の船舶前端にげん灯一対を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げるこ

と。合して一体となつている場合は、これらの船舶を一隻の動力船とみなしてこの章の規定を適用する。（航行中の帆船等）

第二十五条 航行中の帆船（前条第四項若しくは第七項、次条第一項若しくは第二項又は第二十

七条第一項、第二項若しくは第四項の規定の適用があるものを除く。以下この条において同じ。）であつて、長さ七メートル以上のものは、げん灯一対（長さ二十メートル未満の帆船については、げん灯一対又は両色灯一個。以下この条において同じ。）を表示し、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を表示しなければならない。

二 航行中の長さ七メートル未満の帆船は、できる限り、げん灯一対を表示し、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を表示しなければならない。ただし、これらの灯火又は次項に規定する三色灯を表示しない場合は、白色の携帶電灯又は点火した白灯を直ちに使用することができるように備えておき、他の船舶との衝突を防ぐために十分な時間これを表示しなければならない。

三 線上の方に白色の全周灯一個を掲げるこ

と。

二 前号の緑色の全周灯よりも後方の高い位置にマスト灯一個を掲げること。ただし、長さ五十メートル未満の漁ろうに従事している船舶は、これを掲げることを要しない。

三 対水速力を有する場合は、げん灯一対（長さ二十メートル未満の漁ろうに従事している船

舶は、これを掲げることを要しない。

一 緑色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直

線上の下方に白色の全周灯一個を掲げるこ

と。

二 前号の緑色の全周灯よりも後方の高い位置にマスト灯一個を掲げること。ただし、長さ五十メートル未満の漁ろうに従事している船舶は、これを掲げることを要しない。

三 対水速力を有する場合は、げん灯一対（長

さ二十メートル未満の漁ろうに従事している船舶にあつては、げん灯一対又は両色灯一個。次項第二号において同じ。）を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げること。

四 二個の同形の円すいをこれらの頂点で垂直線の上下に結合した形の形象物一個を掲げること。

トロール従事船以外の航行中又はびよう泊中の漁ろうに従事している船舶は、次に定めるとおりに、灯火又は形象物を表示しなければならない。

一 紅色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直

線上の下方に白色の全周灯一個を掲げるこ

と。

二 対水速力を有する場合は、げん灯一対を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げること。

三 漁具を水平距離百五十メートルを超えて船外に出している場合は、その漁具を出してい

る方向に白色の全周灯一個又は頂点を上にした円すい形の形象物一個を掲げること。

四 二個の同形の円すいをこれらの頂点で垂直

線上の上下に結合した形の形象物一個を掲げること。

船（次条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項から第四項までの規定の適用があるものを除く。）は、前部の最も見えやすい場所に円すい形の形象物一個を頂点を下にして表示しなければならない。

（漁ろうに従事している船舶）

第二十六条 航行中又はびよう泊中の漁ろうに従事している船舶（次条第一項の規定の適用があ

るものを除く。以下この条において同じ。）で

あつて、トロール（けた網その他の漁具を水中で引くことにより行う漁法をいう。第四項において同じ。）により漁ろうをしているもの（以下この条において「トロール従事船」という。）では、次に定めるところにより、灯火又は形象物を表示しなければならない。

一 緑色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直

線上の下方に白色の全周灯一個を掲げるこ

と。

二 網が障害物に絡み付いてる場合は、紅色

の全周灯二個を垂直線上に掲げること。

二 握綱を行つてている場合は、白色の全周灯一

個を掲げ、かつ、その垂直線上の下方に紅色

の全周灯一個を掲げること。

三 網が障害物に絡み付いてる場合は、紅色

の全周灯二個を垂直線上に掲げること。

一 投綱を行つてている場合は、白色の全周灯二

個を垂直線上に掲げること。

二 握綱を行つてている場合は、白色の全周灯一

個を掲げ、かつ、その垂直線上の下方に紅色

の全周灯一個を掲げること。

三 最も見えやすい場所に紅色の全周灯二個を

掲げること。

三 最も見えやすい場所に球形の形象物二個を

掲げること。

るものを除く。以下この項において同じ。)は、次に定めるところにより、灯火又は形象物を表示しなければならない。

一 最も見えやすい場所に白色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直線の上方及び下方にそれぞれ紅色の全周灯一個を掲げること。

二 対水速力を有する場合は、マスト灯二個(長さ五十メートル未満の操縦性能制限船にあつては、マスト灯一個)。第四項第二号において同じ)及びトール未満の操縦性能制限船にあつては、(長さ二十メートル未満の操縦性能制限船にあつては、(長さ二十メートル未満の操縦性能制限船にあつては、マスト灯一個)。第四項第二号において同じ)及びトール未満の操縦性能制限船にあつては、(長さ二十メートル未満の操縦性能制限船にあつては、マスト灯一個)。同号において同じ)を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げること。

三 最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げ、かつ、その垂直線の上方及び下方にそれぞれ球形の形象物一個を掲げること。

四 びよう泊中においては、最も見えやすい場所に第三十条第一項各号の規定による灯火又は形象物を掲げること。

航行中の操縦性能制限船であつて、第三条第七項第六号に規定するい航作業に従事しているもの(第一項の規定の適用があるものを除く。)は、第二十四条第一項各号並びに前項第一号及び第三号の規定による灯火又は形象物を表示しなければならない。

航行中又はびよう泊中の操縦性能制限船であつて、しゆんせつその他の水中作業(掃海作業を除く。)に従事しているもの(第一項の規定の適用があるものを除く。)は、その作業が他の船舶の通航の妨害となるおそれがある場合は、次の各号に定めるところにより、灯火又は形象物を表示しなければならない。

二 対水速力を有する場合は、マスト灯二個及びトール未満の操縦性能制限船(潜水夫による作業に従事しているものを除く。)は、その作業が他の船舶の通航の妨害となるおそれがある側のげんを示す紅色の全周灯二個又は球形の形象物二個をそのげんの側に垂直線上に掲げること。

四 他の船舶が通航することができる側のげんを示す緑色の全周灯一個又はひし形の形象物二個をそのげんの側に垂直線上に掲げること。

五 最も見えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げ、かつ、その垂直線の上方及び下方にそれぞれ球形の形象物一個を掲げること。

二 対水速力を有する場合は、マスト灯二個(長さ五十メートル未満の操縦性能制限船にあつては、マスト灯一個)。第四項第二号において同じ)及びトール未満の操縦性能制限船にあつては、(長さ二十メートル未満の操縦性能制限船にあつては、マスト灯一個)。同号において同じ)を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げること。

三 びよう泊中においては、最も見えやすい場所に第三十条第一項各号の規定による灯火又は形象物を掲げること。

航行中又はびよう泊中の操縦性能制限船であるA旗を表す信号板を、げん縁上一メートル以上の高さの位置に周囲から見えるように掲げること。

二 國際海事機関が採択した国際信号書に定められた紅色の全周灯一個を掲げること。

航行中又はびよう泊中の操縦性能制限船であつて、掃海作業に従事しているものは、次に定めるところにより、灯火又は形象物を表示しなければならない。

一 当該船舶から千メートル以内の水域が危険であることを示す緑色の全周灯三個又は球形の形象物三個を掲げること。この場合において、これらの全周灯三個又は球形の形象物三個のうち、一個は前部マストの最上部付近に掲げ、かつ、他の二個はその前部マストのヤードの両端に掲げること。

二 航行中においては、第二十三条第一項各号の規定による灯火を掲げること。

三 びよう泊中においては、最も見えやすい場所に第三十条第一項各号の規定による灯火又は形象物を表示すること。

航行中又はびよう泊中の長さ十二メートル未満の操縦性能制限船(潜水夫による作業に従事しているものを除く。)は、第二項から第四項まで及び前項の規定による灯火又は形象物を表示することを要しない。

二 対水速力を有する場合は、マスト灯二個及びトール未満の操縦性能制限船(潜水夫による作業に従事しているものを除く。)は、第二項から第四項まで及び前項の規定による灯火又は形象物を表示することを要しない。

二 びげん灯一对を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げること。

三 その作業が他の船舶の通航の妨害となるおそれがある側のげんを示す紅色の全周灯二個又は球形の形象物二個をそのげんの側に垂直線上に掲げること。

六 最も見えやすい場所に白色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直線の上方及び下方にそれぞれ紅色の全周灯一個を掲げること。

二 國際海事機関が採択した国際信号書に定められた白色の全周灯一個を掲げること。

航行中又はびよう泊中の操縦性能制限船であつて、これららの全周灯三個又は球形の形象物三個を掲げること。

一 当該船舶から千メートル以内の水域が危険であることを示す緑色の全周灯三個又は球形の形象物三個を掲げること。この場合において、これらの全周灯三個又は球形の形象物三個のうち、一個は前部マストの最上部付近に掲げ、かつ、他の二個はその前部マストのヤードの両端に掲げること。

二 航行中においては、第二十三条第一項各号の規定による灯火を掲げること。

三 びよう泊中においては、最も見えやすい場所に第三十条第一項各号の規定による灯火又は形象物を表示すること。

航行中又はびよう泊中の長さ十二メートル未満の操縦性能制限船(潜水夫による作業に従事しているものを除く。)は、第二項から第四項まで及び前項の規定による灯火又は形象物を表示することを要しない。

二 びげん灯一对を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げること。

三 球形の形象物三個を垂直線上に掲げること。

二 紅色の全周灯二個を垂直線上に掲げること。

三 球形の形象物三個を垂直線上に掲げること。

七 第二十九条 航行中の喫水制限船(第二十三条第一項の規定による灯火のほか、最も見えやすい場所に紅色の全周灯三個又は円筒形の形象物一個を垂直線上に表示することを要しない)。

二 喫水制限船(第二十九条)航行中又はびよう泊中の長さ十二メートル未満の操縦性能制限船(潜水夫による作業に従事しているものを除く。)は、第二項から第四項まで及び前項の規定による灯火又は形象物を表示することを要しない。

二 対水速力を有する場合は、マスト灯二個及びトール未満の操縦性能制限船(潜水夫による作業に従事しているものを除く。)は、第二項から第四項まで及び前項の規定による灯火又は形象物を表示することを要しない。

二 びげん灯一对を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げること。

三 その作業が他の船舶の通航の妨害となるおそれがある側のげんを示す紅色の全周灯二個又は球形の形象物二個をそのげんの側に垂直線上に掲げること。

四 他の船舶が通航することができる側のげんを示す緑色の全周灯一個又はひし形の形象物二個をそのげんの側に垂直線上に掲げること。

第五十一条 水上航空機等は、この法律の規定によれば、第三項第二号又は第三号の規定による灯火又は形象物を表示することを要しない。

二 航行中においては、げん灯一对(長さ三十二メートル未満の水先船にあつては、げん灯一对又は両色灯一個)を掲げ、かつ、できる限り船尾近くに船尾灯一個を掲げること。

二 びよう泊中においては、最も見えやすい場所に次条第一項各号の規定による灯火又は形象物を掲げること。

(喫水制限船)

二 喫水制限船(第二十九条)航行中又はびよう泊中の長さ十二メートル未満の乗り揚げている船舶(定義)

二 船舶及び乗り揚げている船舶(第二十九条)航行中又はびよう泊中の船舶(第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第二項、第四項若しくは第六項又は前条の規定の適用があるものを除く。次項及び第四項において同じ。)は、約一秒間継続する吹鳴をいう。

二 この法律において「短音」とは、約一秒間継続する吹鳴をいう。

二 前部に白色の全周灯一個を掲げること。

一 前部に白色の全周灯一個を掲げ、かつ、できる限り船尾近くにその全周灯よりも低い位置に白色の全周灯一個を掲げること。ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、これららの灯火に代えて、白色の全周灯一個を掲げることができる。

一 前部に球形の形象物一個を掲げること。

二 前部に球形の形象物一個を掲げること。

一 その甲板を照明することを要しない。

二 びよう泊中の船舶は、作業灯又はこれに類似した灯火を使用してその甲板を照明しなければならない。ただし、長さ百メートル未満の船舶は、その甲板を照明することを要しない。

一 乘り揚げている船舶は、次に定めるところにより、最も見えやすい場所に灯火又は形象物を表示しなければならない。

一 前部に白色の全周灯一個を掲げ、かつ、できる限り船尾近くにその全周灯よりも低い位置に白色の全周灯一個を掲げること。ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、これららの灯火に代えて、白色の全周灯一個を掲げることができる。

二 長さ二十メートル未満の船舶は、前項の号鐘(長さ十一メートル未満の船舶にあつては、同項の汽笛及び号鐘)を備えることを要しない。

二 この法律に定めるもののほか、汽笛、号鐘及び他の設備をもつて代えることができる。

一 その法律に定める信号を手動により行うことができる他の設備をもつて代えることができる。

二 長さ二十メートル未満の船舶は、前項の号鐘(長さ十一メートル未満の船舶にあつては、同項の汽笛及び号鐘)を備えることを要しない。

二 この法律に定めるもののほか、汽笛、号鐘及び他の技術上の基準並びに汽笛の位置については、国土交通省令で定める。

(操船信号及び警報信号)

二 針路を右に転じている場合は、短音を二回鳴らすこと。

二 針路を左に転じている場合は、短音を二回鳴らすこと。

三 機関を後進にかけている場合は、短音を二回鳴らすこと。

二 航行中の動力船は、前項の規定による汽笛信号を行わなければならぬ場合は、次の各号に定めるところにより、発光信号を行うことができる。この場合において、その動力船は、その発光信号を十秒以上の間隔で反復して行うことができる。

一 針路を右に転じてゐる場合は、せん光を一回発すること。

二 針路を左に転じてゐる場合は、せん光を二回発すること。

三 機関を後進にかけている場合は、せん光を三回発すること。

三 前項のせん光の継続時間及びせん光とせん光との間隔は、約一秒とする。

四 船舶は、互いに他の船舶の視野の内にある場合において、第九条第四項の規定による汽笛信号を行うときは、次の各号に定めるところにより、これを行わなければならない。

一 他の船舶の右げん側を追い越そうとする場合は、長音二回に引き続く短音一回を鳴らすこと。

二 他の船舶の左げん側を追い越そうとする場合は、長音二回に引き続く短音二回を鳴らすこと。

三 他の船舶に追い越されることに同意した場合は、順次に長音一回、短音一回、長音一回及び短音一回を鳴らすこと。

五 互いに他の船舶の視野の内にある船舶が互いに接近する場合において、船舶は、他の船舶の意図若しくは動作を理解することができないと動きをとつていてることについて疑いがあるときは、直ちに急速に短音を五回以上鳴らすことにより汽笛信号を行わなければならない。この場合において、その汽笛信号を行う船舶は、急速にせん光を五回以上発することにより発光信号を行うことができる。

六 船舶は、障害物があるため他の船舶を見ることができない狭い水道等のわん曲部その他の水域に接近する場合は、長音一回の汽笛信号を行わなければならない。この場合において、その船舶に接近する他の船舶は、そのわん曲部の付近又は障害物の背後においてその汽笛信号を行ったときは、長音一回の汽笛信号を行ふことによりこれに応答しなければならない。

船舶は、二以上の汽笛をそれぞれ百メートルを超える間隔を置いて設置している場合において、第一項又は前三項の規定による汽笛信号を行なうときは、これらの汽笛を同時に鳴らして行なうべきである。

第二項及び第五項後段の規定による発光信号は、五海里以上の視認距離を有する白色の全周灯とし、その技術上の基準及び位置については、国土交通省令で定める。

(視界制限状態における音響信号)

**第三十五条** 視界制限状態にある水域又はその付近における船舶の信号については、次項から第十三項までに定めるところによる。

航行中の動力船(第四項又は第五項の規定の適用があるものを除く。次項において同じ。)は、対水速力を有する場合は、二分を超えない間隔で長音を一回鳴らすことにより汽笛信号を行なわなければならない。

航行中の動力船は、対水速力を有しない場合は、約二秒の間隔の二回の長音を二分を超えない間隔で鳴らすことにより汽笛信号を行なわなければならない。

航行中の船舶(帆船、漁ろうに従事している船舶、運転不自由船、操縦性能制限船及び喫水制限船(他の動力船に引かれているものを除く。)並びに他の船舶に引き、及び押している動力船に限る。)は、二分を超えない間隔で、長音一回に引き続く短音二回を鳴らすことにより汽笛信号を行なわなければならない。

他の動力船に引かれている航行中の船舶(二隻以上ある場合は、最後部のもの)は、乗組員がいる場合は、二分を超えない間隔で、長音一回に引き続く短音三回を鳴らすことにより汽笛信号を行なわなければならない。この場合において、その汽笛信号は、できる限り、引いている動力船が行う前項の規定による汽笛信号の直後に行なわなければならない。

びよう泊中の長さ百メートル以上の船舶(第八項の規定の適用があるものを除く。)は、その前部において、一分を超えない間隔で急速に号鐘を約五秒間鳴らし、かつ、その後部において、そのままに急速に約五秒間鳴らさなければならない。この場合において、その船舶は、接近してくる他の船舶に対し自船の位置及び自船との衝突の可能性を警告する必要があるときは、順次に短音一回、長音一回及び短音一回を鳴らすことにより汽笛信号を行うことができる。

第三十六条 船舶は、他の船舶の注意を喚起するためには、必要があると認める場合は、この法律に規定する信号と誤認されることのない発光信号又は音響による信号を行い、又は他の船舶を眩まする。
(注意喚起信号)
14 押している動力船と押されている船舶とが合して一体となつている場合は、これらの船舶を一隻の動力船とみなしてこの章の規定を適用する。
13 第二十九条に規定する水先船は、第二項、第三項又は第七項の規定による信号を行う場合は、これらの信号のはか短音四回の汽笛信号を行ふことができる。
12 長さ十二メートル未満の船舶は、第二項から第十項まで（第六項及び第九項を除く。）の規定による信号を行うことを要しない。ただし、その信号を行わない場合は、二分を超えない間隔で他の手段を講じて有効な音響による信号を行わなければならぬ。
11 船舶は、第七項及び前項の規定による信号を行うことを要しない。ただし、その信号を行わない場合は、二分を超えない間隔で他の手段を講じて有効な音響による信号を行わなければならぬ。
10 乗り揚げている長さ百メートル未満の船舶は、一分を超えない間隔で急速に号鐘を約五秒間鳴らすとともにその直前及び直後に号鐘をそれぞれ三回正確に点打しなければならない。この場合において、前項後段の規定を準用する。
9 乘り揚げている長さ百メートル以上の船舶は、その前部において、一分を超えない間隔で急速に号鐘を約五秒間鳴らすとともにその直前及び直後に号鐘をそれぞれ三回正確に点打しつゝ、その後部において、その号鐘の最後の点打の直後に急速にどらを約五秒間鳴らさなければならない。この場合において、その船舶は、適切な汽笛信号を行うことができる。
8 びよう泊中の長さ百メートル未満の船舶（次項の規定の適用があるものを除く。）は、一分を超えない間隔で急速に号鐘を約五秒間鳴らさなければならない。この場合において、前項後段の規定を準用する。
7 びよう泊中の長さ百メートル未満の船舶（次項の規定の適用があるものを除く。）は、一分を超えない間隔で急速に号鐘を約五秒間鳴らさなければならない。

感させない方法により危険が存する方向に探照灯を照射することができる。

2 前項の規定による発光信号又は探照灯による照射は、船舶の航行を援助するための施設の灯火と誤認されるものであつてはならず、また、ストップ等による点滅し、又は回転する強力な灯火を使用して行つてはならない。

(遭難信号)

**第三十七条** 船舶は、遭難して救助を求める場合は、国土交通省令で定める信号を行わなければならぬ。

2 船舶は、遭難して救助を求めていることを示す目的以外の目的で前項の規定による信号を行つてはならず、また、これと誤認されるおそれのある信号を行つてはならない。

**第五章 補則**

(切迫した危険のある特殊な状況)

**第三十八条** 船舶は、この法律の規定を履行するに当たつては、運航上の危険及び他の船舶との衝突の危険に十分に注意し、かつ、切迫した危険のある特殊な状況(船舶の性能に基づくもの)を含む。に十分に注意しなければならない。

2 船舶は、前項の切迫した危険のある特殊な状況にある場合においては、切迫した危険を避けるためにこの法律の規定によらないことができる。

(注意等を怠ることについての責任)

**第三十九条** この法律の規定は、適切な航法で運航し、灯火若しくは形象物を表示し、若しくは信号を行うこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な状況により必要とされる注意をすることを怠ることによつて生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

(他の法令による航法等についてのこの法律の規定の適用等)

**第四十条** 第十六条、第十七条、第二十条(第四項を除く。)、第三十四条(第四項から第六項までを除く。)、第三十六条、第三十八条及び前条の規定は、他の法令において定められた航法、灯火又は形象物の表示、信号その他運航に関する事項についても適用があるものとし、第十二条の規定は、他の法令において定められた避航に関する事項について準用するものとする。(この法律の規定の特例)

**第四十一条** 船舶の衝突予防に関する遵守すべき航法、灯火又は形象物の表示、信号その他運航に

